

第1四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

沢井製薬株式会社

(E00976)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第 2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第 3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
(1) 【株式の総数等】	6
【株式の総数】	6
【発行済株式】	6
(2) 【新株予約権等の状況】	6
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	6
(4) 【ライツプランの内容】	6
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	6
(6) 【大株主の状況】	6
(7) 【議決権の状況】	7
【発行済株式】	7
【自己株式等】	7
2 【役員の状況】	7
第 4 【経理の状況】	8
1 【四半期連結財務諸表】	9
(1) 【四半期連結貸借対照表】	9
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	11
【四半期連結損益計算書】	11
【第 1 四半期連結累計期間】	11
【四半期連結包括利益計算書】	12
【第 1 四半期連結累計期間】	12
【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】	13
【会計方針の変更等】	13
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	13
【追加情報】	13

【注記事項】	13
【セグメント情報】	14
2 【その他】	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成23年8月11日

【四半期会計期間】

第64期第1四半期
(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】

沢井製薬株式会社

【英訳名】

SAWAI PHARMACEUTICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 澤井 光郎

【本店の所在の場所】

大阪市淀川区宮原5丁目2番30号

【電話番号】

06-6105-5711(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役コーポレート部門担当 小玉 稔

【最寄りの連絡場所】

大阪市淀川区宮原5丁目2番30号

【電話番号】

06-6105-5711(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役コーポレート部門担当 小玉 稔

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第1四半期 連結累計期間	第64期 第1四半期 連結累計期間	第63期
会計期間	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
売上高 (百万円)	15,792	15,878	63,853
経常利益 (百万円)	3,443	3,522	12,703
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,914	2,238	7,183
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	724	2,894	7,281
純資産額 (百万円)	44,434	52,699	50,863
総資産額 (百万円)	85,091	116,116	117,056
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	121.91	141.61	456.07
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	121.35	116.66	407.33
自己資本比率 (%)	51.9	45.3	43.4

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 第63期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。
- これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の金額は、121円35銭であります。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及びその子会社(以下、当社グループという)が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第1四半期連結累計期間において当社及び連結子会社の事業等のリスクについて重要な事項の発生または変更はありません。

また、将来にわたる当社の事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象等はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成23年4月～6月）におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により減少していた生産や輸出に回復の動きが見られ、個人消費も下げ止まりつつあるものの、震災の影響による企業収益の増勢鈍化、弱含みで推移する設備投資や雇用情勢の動きなど、依然として厳しい状況で推移しました。

医療用医薬品業界におきましては、増加の一途をたどる社会保障費を、医療の質を保ちながら抑制していく方策の一つとして、ジェネリック医薬品の使用促進策が従来から採られてきましたが、昨年4月から「後発医薬品調剤体制加算」の見直しを含む制度変更が実施され、さらなるジェネリック医薬品の使用促進が進みつつあります。一方で、全国保険協会（協会けんぽ）や日本ジェネリック製薬協会等の公表データによると、ジェネリック医薬品の数量シェアの伸びに頭打ちの傾向が見られます。また、海外大手ジェネリック医薬品メーカーによる国内大手ジェネリック医薬品メーカーとの資本提携や国内大手医薬品メーカーによる海外医薬品メーカーの買収等、業界再編の流れが加速され、今後ますます厳しい競争環境になることが想定されます。

このような状況下、当社グループは、最終年度となった中期経営計画「M1 TRUST」の基本方針である「市場成長率を上回る売上高の伸長」、「徹底したコストコントロールと効果的な戦略投資による経営体質のさらなる強化」、「ゆるぎないサワイブランドの構築」に基づき諸施策に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高が15,878百万円（前年同期比0.5%増）となりました。利益面では、営業利益は3,382百万円（前年同期比3.1%減）、経常利益は3,522百万円（前年同期比2.3%増）、四半期純利益は2,238百万円（前年同期比17.0%増）となりました。

総資産につきましては、前連結会計年度末（平成23年3月末）対比939百万円減少し、116,116百万円となりました。これは現金及び預金が2,013百万円、受取手形及び売掛金が961百万円それぞれ減少したこと、たな卸資産が2,098百万円増加したことが主な要因であります。

負債につきましては、前連結会計年度末（平成23年3月末）対比2,775百万円減少し、63,417百万円となりました。これは未払法人税等が2,169百万円、未払金が2,049百万円それぞれ減少し、短期借入金が1,492百万円、支払手形及び買掛金が955百万円それぞれ増加したことが主な要因であります。

純資産につきましては、前連結会計年度末（平成23年3月末）対比1,835百万円増加し、52,699百万円となりました。これは、利益剰余金が1,132百万円、その他有価証券評価差額金が655百万円それぞれ増加したことが主な要因であります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末比1.9%増加し45.3%となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は下記のとおりとなっております。

基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社は、昭和23年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評を頂き、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成18年度よりスタートさせました「中期経営計画07-09」において、調剤市場・DPC制度導入病院への積極的営業展開、需要拡大を見据えた生産体制の増強、高品質医薬品開発のためのR&D体制強化を通じてジェネリック医薬品メーカー業界トップのブランド地位の確立を図ってまいりました。

また、「認知される時代」から「ブランド形成の時代」を目指し、当社社員全員によるブランド形成活動である「みんなで一番（M1）プロジェクト」を平成18年より展開し、新しい企業理念、行動基準を制定し、全社員の意識と行動の改革を図っております。また、社内情報共有の徹底、在庫の製販一体管理の強化、人事評価の見直し、教育研修制度の充実といった全社的課題を組織横断的に議論し改善を図る活動を展開し、大きな成果を挙げてきております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社は、昭和23年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(ご参考)

平成20年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）は、平成23年5月12日開催の取締役会において、第63回定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議し、平成23年6月23日をもって本プランは失効いたしました。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の当社グループにおける研究開発費の総額は987百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	38,800,000
計	38,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,818,200	15,820,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、 100株であります。
計	15,818,200	15,820,400	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 6月30日(注)	10	15,818	30	11,844	30	12,168

(注) 1 新株予約権の行使によるものであります。

2 平成23年7月1日から平成23年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式(自己保有) 700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,799,500	157,995	—
単元未満株式	普通株式 7,600	—	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	15,807,800	—	—
総株主の議決権	—	157,995	—

(注) 単元未満株式欄の普通株式には、当社所有の自己株式が12株含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原 5丁目2番30号	700	—	700	0.0
計	—	700	—	700	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成23年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,805	28,792
受取手形及び売掛金	23,284	22,322
商品及び製品	11,593	12,285
仕掛品	4,157	4,477
原材料及び貯蔵品	5,466	6,552
繰延税金資産	1,811	1,389
その他	397	425
貸倒引当金	21	16
流動資産合計	77,494	76,228
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	18,278	18,199
機械装置及び運搬具（純額）	7,108	6,812
土地	4,949	4,949
リース資産（純額）	14	12
建設仮勘定	494	436
その他（純額）	1,471	1,468
有形固定資産合計	32,316	31,879
無形固定資産		
のれん	65	61
その他	1,083	1,235
無形固定資産合計	1,148	1,297
投資その他の資産		
投資有価証券	5,702	6,356
長期貸付金	17	14
長期前払費用	60	58
その他	379	346
貸倒引当金	64	64
投資その他の資産合計	6,096	6,711
固定資産合計	39,561	39,888
資産合計	117,056	116,116

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成23年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,849	10,804
短期借入金	2,659	4,151
リース債務	7	6
未払金	7,734	5,684
未払法人税等	3,143	973
賞与引当金	1,086	445
役員賞与引当金	60	25
返品調整引当金	125	103
売上割戻引当金	792	779
その他	352	617
流動負債合計	25,810	23,593
固定負債		
新株予約権付社債	30,662	30,625
長期借入金	8,161	7,547
リース債務	10	9
退職給付引当金	90	91
役員退職慰労引当金	339	363
繰延税金負債	166	149
負ののれん	12	9
その他	938	1,029
固定負債合計	40,382	39,824
負債合計	66,192	63,417
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,814	11,844
資本剰余金	12,137	12,168
利益剰余金	26,687	27,819
自己株式	3	3
株主資本合計	50,635	51,829
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	110	766
その他の包括利益累計額合計	110	766
新株予約権	108	94
少数株主持分	9	9
純資産合計	50,863	52,699
負債純資産合計	117,056	116,116

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	15,792	15,878
売上原価	8,469	8,214
売上総利益	7,323	7,664
販売費及び一般管理費	3,833	4,282
営業利益	3,489	3,382
営業外収益		
受取利息	0	38
受取配当金	7	134
受取補償金	1	2
貸倒引当金戻入額	0	4
その他	14	17
営業外収益合計	24	197
営業外費用		
支払利息	50	43
その他	19	13
営業外費用合計	70	56
経常利益	3,443	3,522
特別損失		
固定資産除却損	56	5
特別損失合計	56	5
税金等調整前四半期純利益	3,386	3,517
法人税、住民税及び事業税	939	872
法人税等調整額	392	406
法人税等合計	1,331	1,278
少数株主損益調整前四半期純利益	2,054	2,238
少数株主利益又は少数株主損失()	140	0
四半期純利益	1,914	2,238

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,054	2,238
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,330	655
その他の包括利益合計	1,330	655
四半期包括利益	724	2,894
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	583	2,894
少数株主に係る四半期包括利益	140	0

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

（会計方針の変更）

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の金額は、121円35銭であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	742百万円	824百万円
のれんの償却額	0	3
負ののれんの償却額	3	3

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	628	40	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,106	70	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

当社及び連結子会社の行う事業は、製品の種類、性質、製造方法及び市場等の類似性を考慮した結果、医療用医薬品の製造及び販売を行う製薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

当社及び連結子会社の行う事業は、製品の種類、性質、製造方法及び市場等の類似性を考慮した結果、医療用医薬品の製造及び販売を行う製薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	121円91銭	141円61銭
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額 (百万円)	1,914	2,238
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	1,914	2,238
普通株式の期中平均株式数 (千株)	15,701	15,809
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	121円35銭	116円66銭
四半期純利益調整額 (百万円)	—	22
(うち、受取利息 (税額相当額控除後) (百万円))	(—)	(22)
普通株式増加数 (千株)	72	3,191

(会計方針の変更)

当第 1 四半期連結会計期間より、「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成22年 6 月30日) 及び「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成22年 6 月30日) を適用しております。

潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の金額は、121円35銭であります。

(重要な後発事象)

当第 1 四半期連結累計期間(自平成23年 4 月 1 日 至平成23年 6 月30日)

(重要な設備投資)

当社は平成23年 8 月 9 日開催の取締役会において、次のとおり千葉県茂原市における新たな生産設備に係る設備投資計画を決議しております。

(1) 設備投資の目的

平成25年度に、当社グループでの自社生産能力を80億錠体制に整備するため行うものであります。

(2) 設備投資の内容

関東工場エリアに工場及び管理棟を新たに建設するもので、投資予定額は103億円であります。

(3) 設備の導入時期

平成23年 9 月 着工予定

平成25年 3 月 竣工予定

(4) 生産活動に及ぼす重要な影響

当該新工場の生産能力は、製剤40億錠相当を予定しております。ただし、竣工当初 (平成25年度) の生産能力は、製剤20億錠程度と予定しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

沢井製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北 山 久 恵 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前 田 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている沢井製薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、沢井製薬株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年8月9日開催の取締役会において新たな生産設備に係る設備投資計画を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。